

改正

昭和四十九年十一月 一日規則第五四号
昭和五五年 七月 一日規則第三〇号
平成 七年 三月三十一日規則第一九号
平成一〇年 三月三十一日規則第二〇号
平成一一年 三月三十一日規則第二六号
平成一二年 四月三〇日規則第一〇一号の二
平成一四年 三月二九日規則第三〇号
平成一六年一〇月二〇日規則第六九号
平成一七年 三月 四日規則第七号
平成一七年 七月一日規則第九二号
平成一七年一〇月三十一日規則第一〇九号
平成一七年一二月 一日規則第一一六号
平成二〇年一〇月一〇日規則第六二号
平成二二年 三月三十一日規則第一九号
平成三〇年 四月一七日規則第三三号
令和 二年十一月二四日規則第五四号
令和 三年 三月三十一日規則第二四号

福井県港湾施設管理条例施行規則を公布する。

福井県港湾施設管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県港湾施設管理条例（昭和三十七年福井県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用等の許可申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可の申請は、それぞれ当該各号に定める許可申請書を二通（一通は写しとすることができる。）提出してするものとする。

一 条例第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可の申請 港湾施設使用許可申請書（様式第一号）

二 条例第五条第一項の規定による港湾施設の占有または形状の変更の許可の申請 港湾施設占有（形状変更）許可申請書（様式第二号）

三 条例第六条第一項の規定による許可事項の変更の許可の申請 許可事項変更許可申請書（様式第三号）

2 知事は、条例第五条第一項または第六条第一項の許可をしたときは、許可書を交付するものとする。

（許可を要しない港湾施設の利用）

第三条 条例第五条第一項ただし書の規則で定める港湾施設の利用は、次に掲げる利用とする。

一 避難または救助のための利用

二 知事が特に必要があると認めた目的のための利用

（許可を要しない許可事項の変更）

第三条の二 条例第六条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、名称または代表者の氏名）または住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、電話番号その他の連絡先に関する事項の変更

二 許可を受けた船舶に関する次に掲げる事項の変更

イ 名称

ロ 法人にあつては、当該船舶の運行の管理を行う者（以下「運行管理者」という。）に関する事項

（許可書の提示等）

第四条 条例第五条第一項または第六条第一項の許可を受けた者は、港湾施設を管理する職員の要求があつたときは、許可書を提示しなければならない。

2 条例第五条第一項の規定により港湾施設の占有の許可を受けた者は、現場の見やすい場所に港湾施設占有許可標（様式第四号）を立てておかななければならない。ただし、管類の埋設等の場合その他知事が表示を要しないと認めた場合は、この限りでない。

（使用料等の徴収）

第五条 条例第九条第一項に規定する使用料等は、知事の発行する納入通知書により、指定された期限までに納付しなければならない。ただし、これによりがたい場合には、利用のつど現金により納付することができる。

（使用料等の免除）

第五条の二 条例第十一条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合にお

いて免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 国、地方公共団体または公益事業を行うことを主たる目的とする団体であつて知事が認めるものが公用、公共用または公益事業の用のため利用する場合 使用料等の全額
- 二 知事が港湾の振興を図る上で必要であると認める場合 知事が必要と認める額
- 三 その他知事が特に必要であると認める場合 知事が必要と認める額
(指定の申請等)

第六条 条例第十二条第二項の規定により申請しようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（様式第五号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 指定管理施設（条例第十二条第三項に規定する指定管理施設をいう。以下同じ。）の管理の業務に関する事業計画書
- 二 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- 四 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 五 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 六 指定管理施設の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第十三条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

2 条例第十二条第三項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第十二条第二項の規定による申請がない場合または条例第十三条各号に掲げる基準に適合するものがない場合
- 二 条例第十三条の規定により指定する前に、指定することが不可能となつた場合または著しく不適当と認められる事情が生じた場合
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消した場合であつて、新たに指定管理者を指定するとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定のものに管理を行わせる必要があると知事が特に認める場

合

- 3 第一項の知事が指定する日その他指定の手續に関し必要な事項は、福井県報に登載して、公示するものとする。ただし、条例第十二条第三項の規定により、申請することができるものを指名する場合にあつては、この限りでない。

(規則で定める指定の基準)

第七条 条例第十三条第四号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手續開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手續開始の申立てまたは破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手續開始の申立てが行われている者でないこと。
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。
- 三 国税もしくは地方税または使用料等（条例第九条第一項に規定する使用料等をいう。）を滞納していないものであること。
- 四 福井県内に主たる事務所を置き、または置こうとするものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準

(変更の届出)

第八条 条例第十四条第二項の規定による変更の届出は、指定管理者名称等変更届出書（様式第六号）によりするものとする。

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者（条例第十二条第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、地方自治法第二百四十四条の二第七項の事業報告書を、毎年度終了後三十日以内に、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して三十日以内に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定管理施設の管理業務の実施状況
- 二 指定管理施設の使用状況
- 三 指定管理施設に係る利用料金の収入の実績
- 四 指定管理施設の管理に係る経費の収支の状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の状況を把握するために必要な事項

(指定管理者による管理に係る読替え)

第九条の二 条例第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる港湾施設の管理を行う指定管理者が条例第十五条第一項第一号に掲げる業務を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第二条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者（条例第十二条第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」と、第三条第二号中「知事が特に必要があると認めた目的」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認める目的であつて知事の承認を得たもの」と、第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、様式第一号から様式第三号までの規定中「福井県知事 様」とあるのは「指定管理者 様」と読み替えるものとする。

(指定管理施設の供用日および供用時間)

第十条 指定管理施設の供用日は、一月四日から十二月二十八日までの日（火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日に該当する場合を除く。）を除く。）とする。

2 指定管理施設の供用時間は、午前九時から午後五時までとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、第一項の供用日または前項の供用時間を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により指定管理施設の供用日または供用時間を変更したときは、変更後の供用日または供用時間を指定管理施設の入口、管理事務所その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(許可を要しない特定施設の使用)

第十一条 条例第十八条第一項ただし書の規則で定める特定施設の使用は、次に掲げる使用とする。

一 避難または救助のための使用

二 指定管理者が特に必要があると認める使用であつて知事の承認を受けたもの

(許可を要しない許可事項の変更)

第十二条 条例第十九条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、名称または代表者の氏名）または住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、電話番号その他の連絡先に関する事項の変更

二 許可を受けた船舶に関する次に掲げる事項の変更

イ 名称

ロ 当該船舶を共同して所有している場合にあつては、共同して所有している者に関する事項

ハ 法人にあつては、運行管理者に関する事項

(利用料金の免除)

第十三条 条例第二十四条の規定により利用料金を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 国、地方公共団体または公益事業を行うことを主たる目的とする団体であつて知事が認めるものが公用、公共用または公益事業の用のため使用する場合 利用料金の全額
- 二 知事が港湾の振興を図る上で必要があると認める場合 知事が必要と認める額
- 三 指定管理者が特に必要があると認める場合であつて知事の承認を受けた場合 知事が承認した額

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、指定管理施設の管理および運営に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て別に定める。

(港湾施設の損傷または滅失の届)

第十五条 条例第二十七条の規定による届出（指定管理施設に係るものを除く。）は、港湾施設損傷（滅失）届（様式第七号）を知事に提出してするものとする。

(入出港状況報告)

第十六条 条例第二十八条第二項の規定による報告は、入出港状況報告（様式第八号）を知事に提出してするものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福井県敦賀港湾施設使用条例施行規則（昭和二十五年福井県規則第五百号）は、廃止する。
- 3 福井県港湾区域管理規則（昭和二十九年福井県規則第十七号）は、廃止する。

附 則（昭和四十九年規則第五四号）

この規則は、昭和四十九年十一月二日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第三〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第一九号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第二〇号）

この規則は、平成十年五月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第二六号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一〇一号の二）

この規則は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第三〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成十六年福井県条例第五十六号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成一七年四月一日）

（様式に関する経過措置）

- 2 この規則による改正前の福井県港湾施設管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

（経過措置）

- 2 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号。以下この項において「新不動産登記法」という。）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有するとされる改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本または抄本については、新不動産登記法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本または抄本については、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。
- 4 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第九二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の福井県港湾施設管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第一〇九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の福井県港湾施設管理条例施行規則および福井県入港料徴収条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(福井県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 福井県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（平成十七年福井県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一七年規則第一一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年十月十二日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の福井県港湾施設管理条例施行規則および第二条の規定による改正前の福井県入港料徴収条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二二年規則第一九号）

この規則中第九条の次に一条加える改正規定は平成二十二年四月一日から、その他の規定は福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十二年福井県条例第十号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成三〇年四月一七日規則第三三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成三十年福井県条例第十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福井県港湾施設管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年十一月二四日規則第五四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年十一月二十四日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福井県港湾施設管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年三月三一日規則第二四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(その1) (第2条関係)

様式第1号(その1) (第2条関係)

港湾施設使用許可申請書

福井県知事 様

船長氏名

申請者名

申請者住所

【外航・内航】

担当者名および電話番号

※申請者コード			
船舶基本情報	船名		IMO番号(船舶番号または漁船登録番号)
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】	
	国籍		船籍港
	総トン数	国際総トン数	重量トン数 全長
	連絡方法	呼出符号(信号符号) 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他の連絡先	
船主等情報	船主名(所有者名)、住所および電話番号またはFAX番号 ※(コード)		
	(名前)		
	(住所)		
	(電話番号またはFAX番号)		
	運航者名、住所および電話番号またはFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名、住所および電話番号またはFAX番号を併記すること。)		
	(名前) ※(コード)		
	(住所)		
	(電話番号またはFAX番号)		
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分
	停泊目的	希望泊場所	泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
	係留施設(希望船席)名称および場所		(コード)
	着岸(予定)日時 月 日 時 分		離岸(予定)日時 月 日 時 分
	移動前停泊場所		移動後停泊場所
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
	運航区分 【入港、移動】	着岸舷側 【左舷、右舷】	(被)接舷船名 最大喫水(入港から出港まで) (m)
	航海情報		
航路名		【優先指定・定期・不定期】	
仕出港	前港	次港	仕向港
特定海域の入城の位置および予定時刻 (入城位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分			

船名			IMO番号(船舶番号または漁船登録番号)		
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類および数量			入港予定港における船積貨物の種類および数量	
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険物情報		品名、等級、国連番号、容器等級および引火点 (密閉式による摂氏)		こん包の数および正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時				
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名および電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)			
		一般船舶等保障契約証明書			
		難波物保障契約証明書			
		CLC条約証書			
		バンカー条約証書			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	ナイロビ条約証書			
		①保険者等の氏名または名称			
②保障契約の証書の番号					
③保障契約の有効期間					
	④燃料油濁損害および船体撤去の費用を担保し、または填補する契約となつているか。 【なつている・なつていない】				
	⑤保障限度額				
	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】				
備考	※総トン数100トン以上1000トン以下の一般船舶(燃料油濁損害)、総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶(船骸撤去等の費用)に限り、①～⑤の項目を記載することで、保障契約証明書等に替えることができる。				
(注) 1 この様式は、国際航海に従事する船舶が岸壁、係船くい、栈橋、物揚場および係船浮標を使用する場合に用いるものとする。ただし、栈橋および物揚場については、プレジャーボートが使用する場合を除く。 2 別に定める方法により申請書を作成するときは、この様式に所要の調整をして用いることができる。 3 ※印の欄は、別に定める方法により申請書を作成する場合にのみ記入するものとする。					

様式第1号（その1の2）（第2条関係）
様式第1号（その1の2）（第2条関係）

港 湾 施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

電話番号

下記船舶について を使用したいので、次のとおり申請します。

船 名		船 種		国 籍		船 籍 港	
船 長 名				船主または 傭船者名			
総 ト ン 数		重 量 ト ン 数		全 長			
入 港 日 時				入 港 時 水 喫			
仕 出 港				仕 向 港			
使 用 係 船 施 設 符 号				使 用 期 間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで		

積 載 貨 物							
当 港 積 貨 物	品 名	数 量	仕 向 港	当 港 揚 貨 物	品 名	数 量	仕 出 港
						料 金	円

(注) この様式は、国際航海に従事しない船舶が岸壁、係船くい、栈橋、物揚場および係船浮標を使用する場合に用いるものとする。ただし、栈橋および物揚場については、プレジャーボートが使用する場合を除く。

様式第1号（その2）（第2条関係）
様式第1号（その2）（第2条関係）

港湾施設使用許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

電話番号

上記以外の連絡先

を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
法人の運行の管理者	氏 名		電 話 番 号	
艇 長	m			
船 名		船 舶 番 号		

- (注) 1 この様式は、栈橋および物揚場においてプレジャーボートを使用する場合に用いるものとする。
- 2 電話番号には、申請者の自宅等の電話番号を記載すること。携帯電話の番号であつてもさしつかえない。
- 3 上記以外の連絡先は、平日の昼間時に自宅では連絡が十分にとれない場合であつて別の連絡先がある場合には、その電話番号等を記載すること。
- 4 艇長は、小型船舶登録事項通知書（平成17年3月31日までの間で、小型船舶の登録等に関する法律に基づく登録をしていない船舶にあつては、船舶検査証書とする。）に記載された船舶の長さを記載すること。
- 5 申請者が個人の場合にあつては申請者の小型船舶操縦士免許の写し、小型船舶登録事項通知書および船舶検査証書の写しならびに申請者の本籍の記載のある運転免許証等の写し、申請者が法人の場合にあつては小型船舶登録事項通知書および船舶検査証書の写し、法人の登記事項証明書の写しならびに法人の運行管理者の小型船舶操縦士免許の写しを添付すること（平成17年3月31日までの間で、小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）に基づく登録をしていない船舶にあつては、小型船舶登録事項通知書の写しの添付を要しないものとする。）。

様式第1号(その3) (第2条関係)
様式第1号(その3) (第2条関係)

港湾施設使用許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

電話番号

軌道走行式荷役機械を使用したいので、次のとおり申請します。

※ 申請者コード			
※ 施設コード		荷 役 機 械 名 称	
信 号 符 字 (コールサイン)等		船 名	
使 用 予 定 間 期	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
備 考			

- (注) 1 別に定める方法により申請書を作成するときは、この様式に所要の調整をして用いることができる。
- 2 ※印の欄は、別に定める方法により申請書を作成した場合にのみ記入するものとする。

様式第1号（その3の2）（第2条関係）
様式第1号（その3の2）（第2条関係）

港湾施設使用許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

電話番号

を使用したいので、次のとおり申請します。

※ 申請者コード		施 設 の 種 類	
※ 施設コード		施 設 名 称	
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 間 期	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
貨 物	※品名コード	品 名	個数・トン数
備 考			

- (注) 1 この様式は、上屋、管理棟、野積場、貯木場および貯炭場を使用する場合に用いるものとする。
- 2 別に定める方法により申請書を作成するときは、この様式に所要の調整をして用いることができる。
- 3 ※印の欄は、別に定める方法により申請書を作成した場合にのみ記入するものとする。

様式第1号（その3の3）（第2条関係）
様式第1号（その3の3）（第2条関係）

港湾施設使用許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

電話番号

野積場のコンテナ用電源設備を使用したいので、次のとおり申請します。

※ 申請者コード			
※ 施設コード		施 設 名 称	
使 用 予 定 間 期	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
コ ン テ ナ 号 番		コ ン テ ナ 種 別	20フィート・40フィート
備 考			

- （注）1 別に定める方法により申請書を作成するときは、この様式に所要の調整をして用いることができる。
- 2 ※印の欄は、別に定める方法により申請書を作成した場合にのみ記入するものとする。

様式第1号（その4）（第2条関係）
様式第1号（その4）（第2条関係）

港湾施設使用許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

電話番号

廃油処理施設を使用したいので、次のとおり申請します。

【外 航 ・ 内 航】

※ 申 請 者 コード	
船 名	
総 ト ン 数	
利 用 日 時	年 月 日 時
備 考	

- （注）1 別に定める方法により申請書を作成するときは、この様式に所要の調整をして用いることができる。
- 2 ※印の欄は、別に定める方法により申請書を作成する場合にのみ記入するものとする。

港湾施設使用許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

電話番号

上記以外の連絡先

給油施設を使用したいので、次のとおり申請します。

船 名	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

（注）1 電話番号には、申請者の自宅等の電話番号を記載すること。携帯電話の番号であつてもさしつかえない。

2 上記以外の連絡先は、平日の昼間時に自宅では連絡が十分にとれない場合であつて別の連絡先がある場合には、その電話番号等を記載すること。

様式第2号(第2条関係)
様式第2号(第2条関係)

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

港湾施設占有(形状変更)許可申請書

下記のとおり港湾施設を占有(形状変更)したいので、許可して下さるよう申請します。

港 湾 名			
占 用 の 場 所 (形 状 変 更)	市 町 番地		
占 用 の 面 積 (形 状 変 更)	平方メートル		
占 用 の 目 的 (形 状 変 更)			
占 用 の 期 間 (形 状 変 更)	年 月 日から 年 月 日まで		
占 用 料	円		
工作物設置の有無	有 無	工事施行予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 平面図、求積図、占有計画説明書ならびに工作物の設置を伴う場合は、工作物設計書、縦断面図、横断面図および構造図を添付すること。

様式第3号 (第2条関係)
様式第3号(第2条関係)

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住 所
氏 名

許可事項変更許可申請書

福井県港湾施設管理条例第6条第1項の規定により、許可を受けた事項の変更についての許可を申請します。

変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

様式第4号 (第4条関係)
様式第4号 (第4条関係)

港 湾 施 設 占 用 許 可 標

← 30センチメートル以上 →

許 可 番 号	
占 用 面 積	
占 用 期 間	
占 用 目 的	
占 用 者 住 所 氏 名	

↑ 20センチメートル以上 ↓

年 月 日

福井県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名

指定管理者指定申請書

の管理に関する業務を行いたいのので、福井県港湾施設管理条例第12条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 〃の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 〃の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 福井県港湾施設管理条例第13条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

（注） 申請に当たつて必要な条件等が示されている場合は、当該条件等が満たされている旨を明示すること。

年 月 日

福井県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

指定管理者名称等変更届出書

下記のとおり、指定管理者の指定に係る事項を変更したいので、福井県港湾施設管理条例第14条第2項の規定により届け出ます。

記

変更に係る事項	名称・主たる事務所の所在地
変更後	変更前
変更しようとする年月日	年 月 日
変更しようとする理由	

(注) 「変更に係る事項」の欄には、該当する項目に○印を付してください。

様式第7号(第15条関係)
様式第7号(第15条関係)

年 月 日

福井県知事 様

届出人 住 所
氏 名

港 湾 施 設 損 傷 (滅 失) 届

下記のとおり港湾施設を損傷(滅失)しましたのでお届けします。

港 湾 名	
施 設 の 名 称	
損 傷 (滅 失) の 状 況	
損 傷 (滅 失) の 原 因	
損害見積額または復旧 費見積額	
保全または応急のため とった措置	

(注) 損害見積額または復旧費見積額は、明細書を添付すること。

様式第8号（第16条関係）
様式第8号（第16条関係）

年 月 日

福井県知事 様

届出人 住 所
氏 名

入 出 港 状 況 報 告

年 月分の入出港状況を下記のとおり報告します。

船 名		総 ト ン 数 お よ び 馬 力	トン 馬 力	漁 船 登 録 番 号	
船 主	住 所 氏 名				
日	出 港 回 数	荷 揚 種 類 (水揚魚種)	荷 揚 数 量 (水 揚) キログラム	水 揚 金 額 円	備 考
	回				
